

ハラスメントの防止対策について

公益社団法人水戸市シルバー人材センター

理事長 加倉井 健一

- 1 ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。
職場におけるハラスメントと同様に、取引の相手方であるフリーランスに対するハラスメントについても、そのフリーランスの能力の有効な発揮を妨げ、また、公益社団法人水戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
- 2 センターは取引の相手方であるフリーランスに対する下記のハラスメント行為を許しません。
また、業務委託を発注するために契約交渉中であるフリーランスに対しても、これに類する行為を行ってはなりません。なかでも、フリーランスとの契約を担当する者やフリーランスと連携して業務を行う者は適切な対応に努めます。
なお、以下のパワーハラスメントについては、行為者とフリーランスとの関係性を個別に記載していませんが、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提となるものです。

<セクシュアルハラスメント>

1. 性的な冗談、からかい、質問
2. わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
3. その他、他人に不快感を与える性的な言動
4. 性的な噂の流布
5. 身体への不必要な接触
6. 性的な言動により、他者の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
7. 交際、性的な関係の強要
8. 性的な言動に対して拒否等を行ったフリーランスに対する不利益取扱い 等

<妊娠・出産等に関するハラスメント>

1. 妊娠したこと、出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと若しくは行えなかったこと又は当該業務の能率が低下したこと（以下「妊娠したこと等」という。）を理由として嫌がらせ等をするもの
2. 妊娠又は出産に関し特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項又は第2項の規定による配慮の申出（以下「配慮の申出」という。）を阻害するもの
3. 配慮の申出をしたこと又は法第13条第1項若しくは第2項の規定による配慮を受けたこと（以下「配慮を受けたこと」という。）により嫌がらせ等をするもの
4. 妊娠したこと等を理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの
5. 配慮の申出をしたこと及び配慮を受けたことを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの 等

<パワーハラスメント>

1. 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
2. 私的なことに過度に立ち入ること
3. 業務委託契約上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと
4. 合理的な理由なく契約内容とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
5. 暴行・傷害等身体的な攻撃を行うこと
6. 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言・執拗な嫌がらせ等精神的な攻撃を行うこと 等

3 この方針におけるハラスメントの行為者となりうるのは、正職員、嘱託職員、派遣社員、短時間嘱託職員、事務補助職員等センターにおいて働いている全ての職員です。

セクシュアルハラスメントについては、センターの職員のみならず、顧客、取引先の社員の方等が行為者になり得るものであり、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

なお、妊娠・出産等に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をしたフリーランス及び配慮の申出をするフリーランスに対する言動が該当し得ます。性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また、妊娠、出産及び配慮の申出に関する否定的な言動は、妊娠・出産等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。

また、パワーハラスメントの発生の原因や背景には、フリーランスが取引の構造上弱い立場にあること等を背景として、通常の実行行為から逸脱した言動が行われやすい状況もあると考えられますので、そうした状況を解消していくことが重要です。

相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきます。

4 職員がハラスメントを行った場合、就業規則第 64 条に基づき、懲戒処分されることがあります。その場合、次の要素を総合的に判断し、処分の種類を決定します。

1. 行為の具体的態様（時間・場所・内容・程度）
2. 当事者同士の関係（フリーランスに委託する業務上の立場等）
3. 被害者の対応（告訴等）・心情等

5 相談窓口

業務委託におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。業務委託にあたっては、この窓口をフリーランスに対して周知してください。また、フリーランスに対するハラスメントを把握した場合は、窓口担当者に情報提供するようお願いします。

担当：事務局次長（メールアドレス：mito@sjc.ne.jp）

電話番号：029-303-7272

当法人は、対応にあたっては、実際にハラスメントが起きている場合だけでなく、その可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。相談には公平に、プライバシーを守って対応しますので、安心して

情報提供してください。

- 6 情報提供者はもちろん、事実関係の確認等に協力した方に不利益な取扱いはいりません。
- 7 センターでは、相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- 8 法第13条では、フリーランスが妊娠、出産若しくは育児又は介護と両立しつつ業務に従事することができるよう、その者の状況に応じた必要な配慮をしなければならないとされており、センターは、フリーランスからの配慮の申出について、配慮を申し出る際の窓口担当者を決めることとします。
フリーランスに業務委託を行う部署においては、申出窓口担当者を定めてフリーランスに伝達する等、手続を整備するとともに、妊娠、出産若しくは育児又は介護に否定的な言動が頻繁に行われるといった配慮の申出を行いにくい状況がある場合にはそれを解消するための取組を行うこと等のこうした事情への理解促進に努めます。
- 9 業務委託におけるハラスメント防止研修・講習を実施する際は、積極的な参加を促します。